

あらまし

— 社会資本整備総合交付金(仮称)について —

平成22年3月

社会資本整備総合交付金(仮称)の特長

ポイント

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、ハード・ソフトの両面からトータル支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

これまで

個別施設ごとにタテ割りで補助採択

個々のハード整備にだけ使用

補助金が余れば返還か繰越手続
(他には回せない)

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目

新交付金

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
地方の創意工夫を活かしたソフト事業も可(効果促進事業)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可
⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

整備計画に掲げる政策目標の達成 (成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

- ◎ 活力創出基盤整備
(道路、港湾)
- ◎ 水の安全・安心基盤整備
(治水、下水道、海岸)
- ◎ 市街地整備
(都市公園、市街地、広域連携等)
- ◎ 地域住宅支援
(住宅、住環境整備)

関連社会資本整備事業

- ・ 各種「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)
- ・ 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- 計画の目標実現のため
基幹事業一体となって、基
幹事業の効果を一層高め
るために必要な事業・事務
(ソフト事業を含む)
- 全体事業費の2割以内

(例) 基幹事業が「道路」の場合
 - ・ コミュニティバス車両の購入
 - ・ アーケードモールの設置・撤去
 - ・ 離島航路の船舶の改良(省エネ化等)
 - ・ 観光案内情報板の整備
 - ・ 社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
 - ・ 計画検討(無電柱化、観光振興…)

予算の流用イメージ

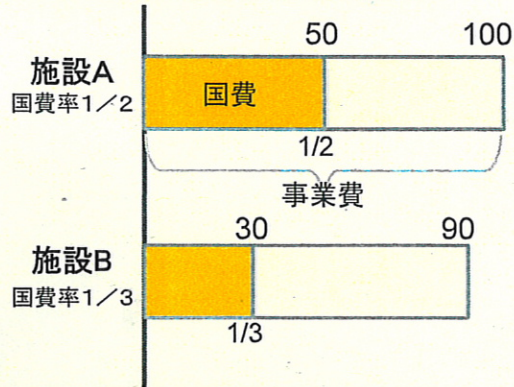
当初の予定

事業をやって
みたら...

交付金のメリット
(柔軟・弾力的)

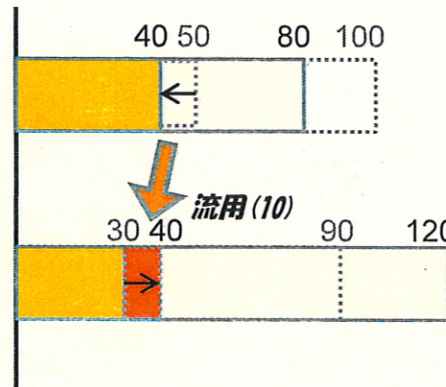
従来だと...
(タテ割・硬直的)

事業間の国費融通



計画ほど事業が進まなかった!

予定より事業が順調だが、予算が不足



- ◎ 返還手続は不要
- ◎ 繰越手続も不要

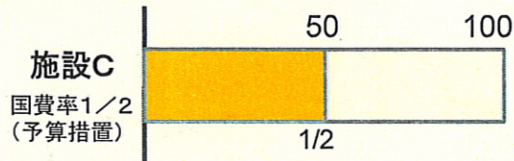
- ◎ 資金を有効活用して、事業を進捗

余剰分(10)は国への返還又は繰越手続が必要

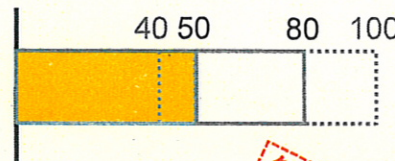
追加予算がないので、暫く事業をストップ

国費の年度間調整

(予算補助の場合)



計画ほど事業が進まなかった!



- ◎ 返還手続は不要
- ◎ 繰越手続も不要
- ◎ 国費率だけ調整

余剰分(10)は国への返還又は繰越手続が必要
流用も国費率の変更も不可

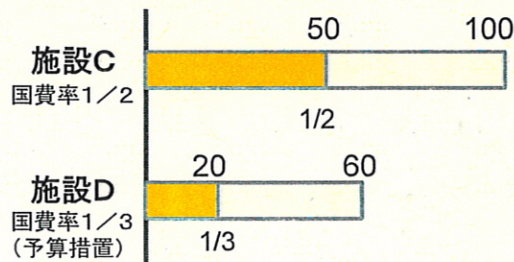
年度間調整

事業間の国費融通 + 国費の年度間調整

+

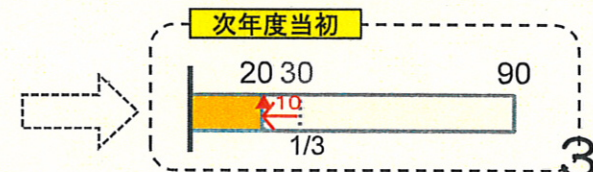
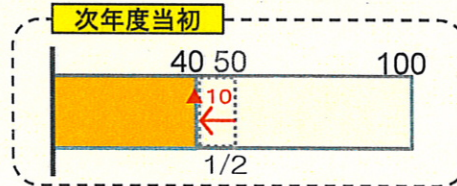
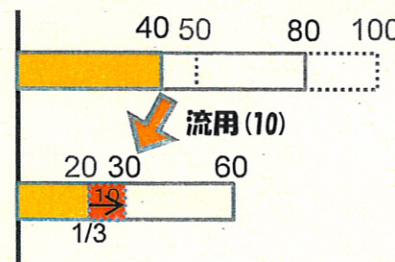
国費の年度間調整

(予算補助の場合)



計画ほど事業が進まなかった!

予定以上の事業進捗は困難



社会資本整備総合交付金（仮称）について

【平成 22 年度予算 2. 2 兆円（一般会計）】

1. 概要

- ・ 活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（仮称）に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 社会資本整備総合交付金（仮称）は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設。

2. 基本的な仕組み

- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画（仮称）を作成し、国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。

3. 特長（従前の補助金との違い）

- （1）これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- （2）計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- （3）基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

4. 交付対象

地方公共団体

5. 交付期間

おおむね 3～5 年

6. 交付対象事業

(1) 基幹事業

地方公共団体が作成する社会資本総合整備計画（仮称）の目標を実現するため、基幹的な事業として実施する次の政策分野ごとの事業

(政策分野)	<基幹事業>
① 活力創出基盤整備	道路、港湾
② 水の安全・安心基盤整備	治水、下水道、海岸
③ 市街地整備	都市公園、市街地整備、広域連携、 従来のまちづくり交付金対象事業 等
④ 地域住宅支援	住宅、住環境整備

(2) 関連社会資本整備事業

基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業

(3) 効果促進事業

- ・ 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事務・事業
ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除く。
- ・ 全体事業費の20/100以内

7. 単年度交付限度額

単年度交付限度額

$$= \text{基幹事業分} + \text{関連社会資本整備事業分} + \text{効果促進事業分}$$

(事業費×国費率※) (事業費×国費率※) (事業費×国費率※)

※現行の事業で適用される国費率を基本（対応する事業がない場合は1/2）

8. 継続事業の取扱い（経過措置）

既存の補助金や交付金により実施してきた事業で、平成22年度も継続して行う事業については、原則として、新たに社会資本総合整備計画を提出することなく、既存の補助要綱等の内容や手続に準じて交付金を交付できるものとする。

地方公共団体向け補助金のうち個別補助金として残すもの

- 過年度の国庫債務負担行為の歳出分及び補助率差額
(約1,356億円)

- 特に規模が大きき事業であつて国が個別に助成の有無を判断すべきもの(空港、地域高規格道路、ダム、大型岸壁等の整備)
(約1,032億円)

- 事前に計画しておくことが困難な災害対応のための経費
(約462億円)

- 家賃補助、調査費補助、国有資産所在市町村交付金等社会資本整備のための補助金ではないもの等
(約251億円)

計 約3,101億円

社会資本整備総合交付金（仮称）の検討のポイント

○ 従前の補助金と比べ、地方の使い勝手の向上

- ・ 関係事務を一本化・統一化し、地方公共団体の事務負担を軽減
- ・ 計画に位置付けられた事業の範囲で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ・ 基幹事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

○ 必要な地域に、必要なタイミングで、必要な額の資金が無駄なく配分される仕組み

- ・ 地方公共団体が具体的な事業計画を作成し、これに基づいて交付額を算定

○ 限られた国の財源を緊急性の高い事業に効率的・効果的に配分する仕組み

- ・ 活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的ごとに目標実現のための事業を盛り込んだ計画を作成

○ 継続事業に支障が生じないような経過措置

- ・ 可能な限り簡便な手続きで継続事業に交付金を交付
- ・ 現行の補助制度で適用されている国費率や地方財政措置を基本的に踏襲

社会資本整備総合交付金に係る用語集

	用語	内容
カ	「関連事業」	「(整備計画の)目標」を実現するため、「基幹事業」と一体的に実施することが必要な事業であり、「関連社会資本整備事業」又は「効果促進事業」の二種類がある。
	「関連社会資本整備事業」	「関連事業」のうち、社会資本整備重点計画法第2条第2項第1～13号に掲げる事業又は公的賃貸住宅の整備に関する事業。 一の「整備計画」に何種類の「事業等」を記載してもよいが、複数種類を記載する場合には、当該「事業等」の必要性を合理的に説明する観点から、どの「事業等」がどの「基幹事業」に従属するかを明らかにすることが望ましい。
キ	「(整備計画の)期間」	「(整備計画の)目標」を実現するために要する期間。 「事業等」に「新交付金」を充てようとする期間であって、おおむね3～5年間で「整備計画」ごとに定めるもの。
	「基幹事業」	「(整備計画の)目標」を実現するため基幹となる事業。 4つの「分野」ごとに、複数の種類の事業がある。 「整備計画」を策定する際は、少なくとも一種類以上の「基幹事業」を「交付対象事業」として位置づけることが必要。
ケ	「計画書」	一又は複数の「整備計画」をとりまとめて体系的に整理した書面。 複数の「整備計画」を一の計画書にとりまとめるときは、少なくとも、4つの「分野」ごとに「章」で区分して「整備計画」を分類・整理したもの。 必ずしも4つの「分野」を網羅している必要はない。 「新交付金」を充てて行おうとする事業の「整備計画」の総称。
コ	「効果促進事業」	「関連事業」のうち、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な「事業等」。 一の「整備計画」に何種類の「事業等」を記載してもよいが、「提案事業」との合計額(事業費ベース)が「全体事業費」の2割以内であることが必要。
	「交付対象事業」	「新交付金」を充てて行おうとする「事業等」で、複数の「基幹事業」又は「関連事業」。 (例1) 同一年度に複数の「基幹事業」を行うもの (例2) 「(整備計画の)期間」中の別の年度に「基幹事業」と「効果促進事業」を行うもの など
シ	「事業等」	事業又は事務
	「従来の交付金」	まちづくり交付金、地域住宅交付金、地域自立・活性化交付金、みなと振興交付金及び地域活力基盤創造交付金をいう。
	「新交付金」	社会資本整備総合交付金の略称
セ	「整備計画」	社会資本総合整備計画の略称。 「目標」及び「期間」のほか、「目標」や「期間」を同じくし、当該「期

		間」中に当該「目標」を実現するため一体的に行おうとする複数の「事業等」で構成されるもの。 「計画書」を構成する最小単位。
	「全体事業費」	「(整備計画の)期間」を通じて「(整備計画の)目標」を達成するために実施する「事業等」の事業費の合計額で、「整備計画」を単位に算出したもの。
テ	「提案事業」	次の各条項に基づく交付金制度における提案事業をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別措置法第47条第2項 ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第7条第2項 ・ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第19条第2項
ト	「特定計画」	社会資本総合整備計画の計画事項に相当する事項を含む一定の計画等。 当面の経過措置として、その提出は、「整備計画」の提出とみなされることから、「整備計画」を策定・提出しなくても、位置づけられた事業に充てるための「新交付金」の交付を受けることができる。
ヒ	「評価指標」	「(整備計画の)期間」の終了後に「(整備計画の)目標」の実現状況等を明確に把握できるようにするため、「(整備計画の)目標」を適切に定量化した指標。 「(整備計画の)目標」に対し、一又は複数の「評価指標」を設定する。
フ	「分野」	社会資本整備の目的を4種類(活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援)に分類したもの。 「基幹事業」は、この各分野ごとに複数種類が定められている。 「整備計画」を策定するときは、原則、「分野」ごとに行う。複数の「整備計画」を一つの「計画書」にとりまとめるときは、「分野」ごとに「章」で区分して「整備計画」を分類・整理しなければならない。
モ	「(整備計画の)目標」	「(整備計画の)期間」中に、「新交付金」を充てて行おうとする「事業等」の実施により実現しようとする社会経済状態
ヨ	「要素事業」	「整備計画」に位置付けた「基幹事業」や「関連事業」を構成する一つ一つの「事業等」。 例えば、「基幹事業」が道路事業であれば、県道〇〇線〇〇工区(L=〇km)など。